介護保険負担限度額認定の対象となる方（フローチャート）

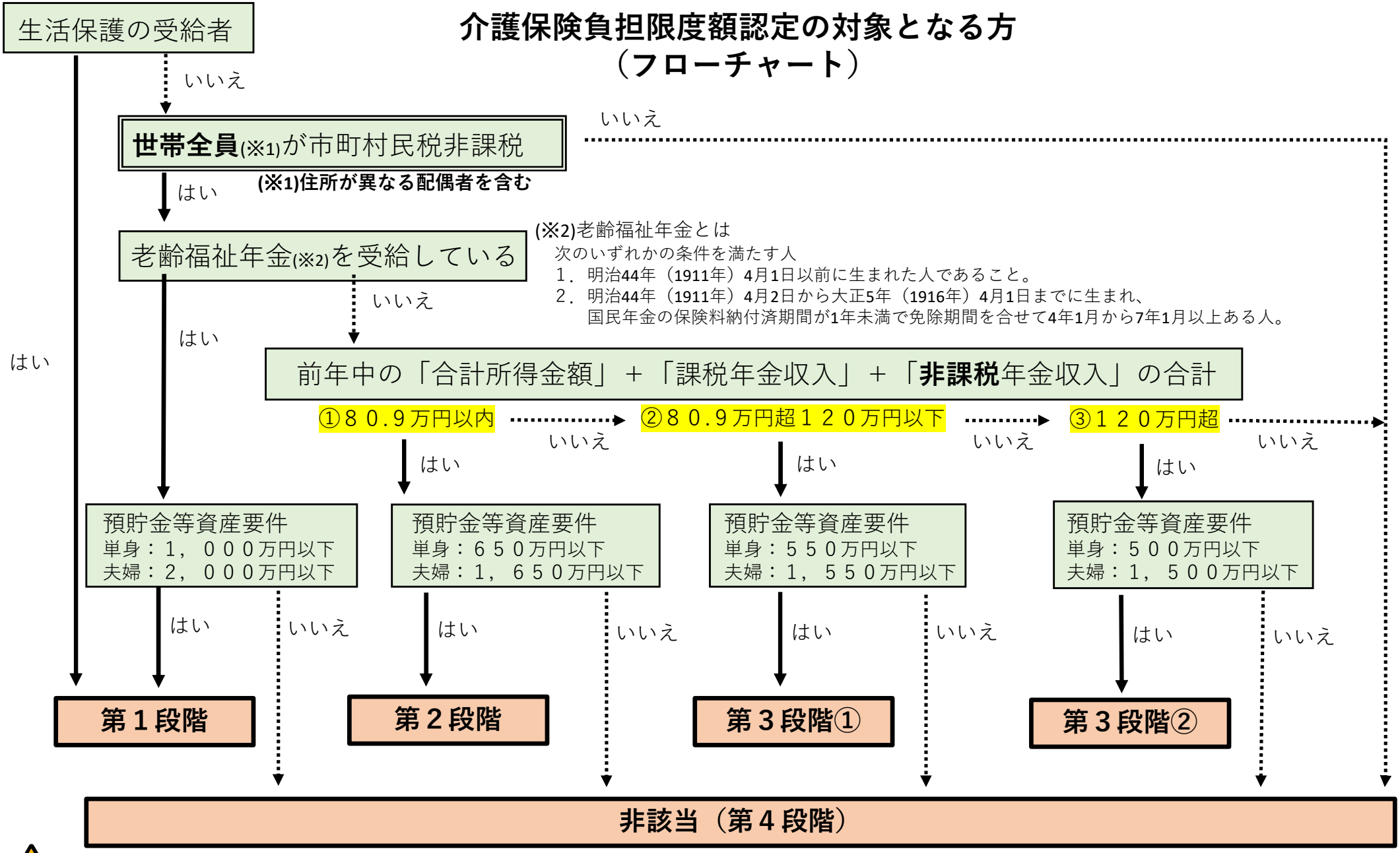

注意事項

※以下の要件に当てはまる場合は、変更前の区分で食費・居住費（滞在費）の負担軽減を受けている給付費分の返還請求を行う場合があります。
また、虚偽の申告により負担軽減を受けている場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

- **所得更正があった場合・・・申請日の属する月の初日（更新の場合は8月1日）まで遡って変更になります。**
- **世帯の状況に変更があった場合・・・対象外となった事実が生じた日の属する月の翌月から変更になります。**
- **預貯金等の額に変更があった場合・・・対象外となった事実が生じた月の翌月1日から対象外となります。**